

## 第 45 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 23 年 2 月 17 日（木）

14:00 ~ 16:00

場所：三田共用会議所 大会議室

### 議 事 次 第

#### 議題

##### 最近検討された議題について

第 4 回抗菌剤耐性に関する特別部会

第 32 回栄養・特殊用途食品部会

第 17 回アジア地域調整部会

第 42 回食品衛生部会

##### 今後検討される議題について

第 32 回分析・サンプリング法部会

第 43 回食品添加物部会

第 5 回汚染物質部会

第 43 回残留農薬部会

第 31 回魚類・水産製品部会

第 16 回生鮮果実・野菜部会

第 39 回食品表示部会

#### その他

## コーデックス連絡協議会 委員名簿

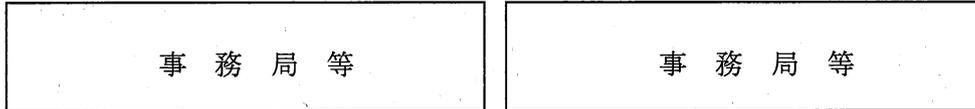
(敬称略 50音順)

いわた 岩田	しゅうじ 修二	前 サントリー(株) 品質保証本部 テクニカルアドバイザー
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 安全政策推進室 室長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	(財)食品産業センター 参与
かんだ 神田	としこ 敏子	前 全国消費者団体連絡会 事務局長
しばた 柴田	あつし 温	全国農業協同組合連合会 営農販売企画部 JAタウン推進室 室長
たかや 高谷	さとし 幸	(社)日本食品衛生協会 常務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学現代生活学部健康栄養学科 教授
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 副会長
ひらかわ 平川	ただし 忠	日本食品添加物協会 常務理事
ほその 細野	あきよし 明義	(財)日本乳業技術協会 常務理事
やまうら 山浦	やすあき 康明	日本消費者連盟 事務局長
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科 教授
わだ 和田	まさえ 正江	主婦連合会 副会長

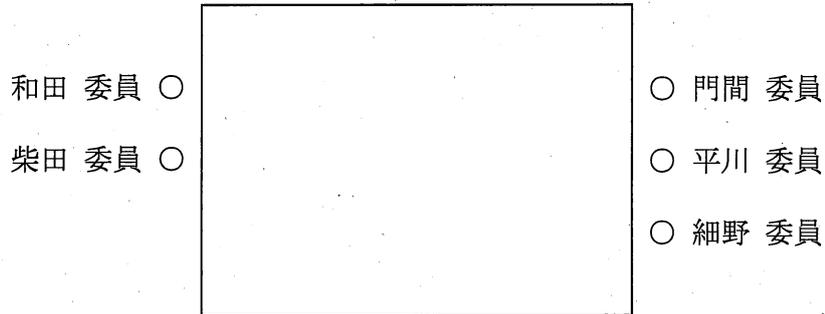
第 45 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 23 年 2 月 17 日 (木) 14:00 ~ 16:00

三田共用会議所 大会議室

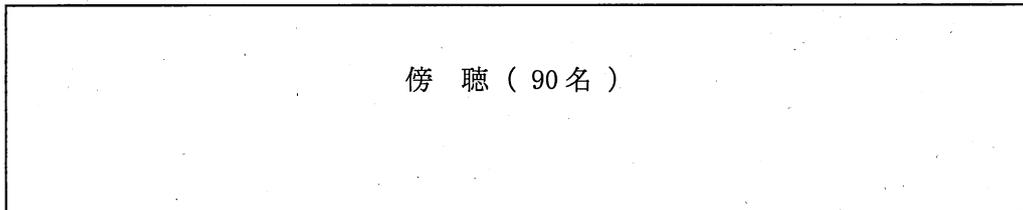
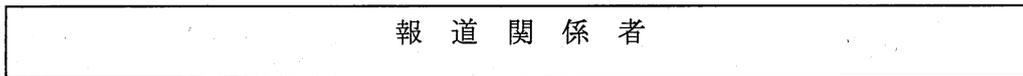


- (消費者庁) 江島補佐 ○
- (農水) 辻山調査官 ○
- (厚労) 日下室長 ○
- (司会)
- 説明者 ○
- (控え) 説明者 ○



- 蓮尾 委員
- 岩田 委員
- 山浦 委員
- 鬼武 委員

入口



## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 4 回抗菌剤耐性に関する特別部会

日時 : 2010 年 10 月 18 日 ( 月 ) ~ 10 月 22 日 ( 金 )

場所 : ムジユ ( 韓国 )

## 議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3 .	FAO、WHO 及び OIE による抗菌剤耐性に関する作業の情報
4 .	食品由来の抗菌剤耐性に係るリスク分析に関するガイドライン案
5 .	その他の事項
6 .	報告書の採択

## 第4回抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) 概要

### 1. 開催日及び開催場所

日時 2010年10月18日(月)～22日(金)

場所 韓国(ムジユ)

### 2. 参加国及び国際機関

38加盟国、1加盟機関(EU)、7国際機関(参加者総数136人)

### 3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 室長	日下 英司
農林水産省消費・安全局農産安全管理課 生産安全専門官	秋元 京子
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 審査管理係長	小川 孝
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 国際基準専門職	矢野 貴子
内閣府食品安全委員会事務局評価課 課長補佐	関谷 辰朗

### 4. 概要

#### 議題4 食品由来の抗菌剤耐性菌にかかるリスク分析に関するガイドライン案

2010年10月16日に開催された物理的作業部会(議長国:カナダ)が提出した議場配布文書(CRD2)(ALINORM 10/33/42 Appendix II に対して加盟国から提出されたコメントと、作業部会の検討結果が反映されているガイドライン(案)を記載した文書)について検討された。

今次会合は最終回であり、ガイドライン(案)をより論理的、かつ、わかりやすいコーデックス文書として仕上げるための文章の修正が議論の多くを占めた。本特別部会は原案を一部修正のうえ、総会での最終採択(ステップ 8)に諮ることで合意した。主要な修正点は次の通り。

#### (1) 食品由来の抗菌剤耐性に関するリスク評価

「リスク評価の結果の考察」の項は「リスク評価」の要素ではなく「リスク管理」の要素であることを確認し、当該項を適切な位置に移動した。それに伴い適宜文章を修正し、リスク管理者はリスク評価結果を考慮する」旨を明記した。

#### (2) 食品由来の抗菌剤耐性に関するリスク管理

リスク管理に関する用語である「選択肢(option)」、「管理措置(measure)」、「意志決定(decision)」の関係を整理し、これらを適切に書き分けた。

(3) 付属書 1 リスクプロファイルの作成において検討すべき項目

リスクプロファイルの作成において最初に検討すべき項目である「抗菌剤耐性に関する食品安全の問題」は、懸念される抗菌剤耐性のハザード(抗菌剤耐性菌及び/又は抗菌剤耐性遺伝子)、耐性を誘発する抗菌剤、抗菌剤耐性のハザードが特定された食品、の3つの要素の組み合わせであることを明確にした。

(参考)

抗菌剤耐性に関する特別部会(TFAMR)の作業と今後のアクション

作業部会	ステップ	次のアクション
食品由来の抗菌剤耐性に係るリスク分析に関するガイドライン案	8	• 第34回CAC

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 32 回栄養・特殊用途食品部会

日時 : 2010 年 11 月 1 日 (月) ~ 11 月 5 日 (金)

場所 : サンティアゴ (チリ)

## 議 題

1.	議題の採択
2.	) コーデックス総会及び各部会からの付託事項
	) FAO 及び WHO からの付託事項
3.	栄養表示ガイドライン付属文書：一般集団を対象としたビタミン及びミネラルの栄養参照量 (NRVs) を設定するための一般原則案 (ステップ 7)
4.	コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量 (NRVs) の追加/改定原案 (ステップ 4)
5.	必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 9-1987) の改定原案 (ステップ 4)
6.	乳児 (6 - 12 ヶ月齢) 及び幼児用の調整補助食品ガイドライン (CAC/GL 8-1991) の改定原案 (ステップ 4)
7.	一般集団を対象とした食事や栄養に係る非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量 (NRVs) 原案 (ステップ 4)
8.	乳幼児用の精製穀物加工食品の規格基準 (CODEX STAN 74-1981) に低体重児用の新規 Part B を挿入することに関する討議文書
9.	その他の事項及び今後の作業
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

## 第 32 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 概要

### 1. 日時及び開催場所

2010 年 11 月 1 日(月)～11 月 5 日(金)

サンティアゴ(チリ)

### 2. 参加国及び国際機関

46 カ国、1 加盟機関(EU)、20 国際機関 合計 227 人

### 3. 我が国からの出席者

消費者庁食品表示課長

相本 浩志

厚生労働省医薬食品局食品安全部国際食品室長

日下 英司

消費者庁食品表示課衛生調査官

芳賀 めぐみ

テクニカルアドバイザー

女子栄養大学教授

山田 和彦

財団法人日本健康・栄養食品協会

浜野 弘昭

独立法人国立栄養・健康研究所食品保健機能プログラムリーダー

石見 佳子

### 4. 概要

#### 議題 1: 議題の採択

議題 7 と議題 3 はともに栄養参照量 (NRVs) を扱っているため、議題 3 の後に議題 7 を議論することをカナダが提案し、了承された。また、フォローアップミルクの規格 (CODEX STAN 156-1987) を改定する新規作業提案 (ニュージーランド) について、議題 9 で議論することが了承された。

#### 議題 2:

##### ( ) コーデックス総会及び各部会からの付託事項

第 33 回総会及び執行委員会での議論と決定事項について事務局より報告された後、一般原則部会 (CCGP) 及び分析・サンプリング法部会 (CCMAS) からの付託事項について議論された。主な点は次のとおり。

##### 1) 一般原則部会 (CCGP) からの付託事項

コーデックス戦略計画 Activity 2.1 に基づくリスク分析原則のレビュー作業に関して、米国は、日本が CRD4 により提出した意見 (つまり Activity 2.1 は終了しているとする主張) を支持するとともに、CCNFSDU のリスク分析原則のドキュメントのセクションの順番

の見直しの可能性に触れ、今後、CCNFSDU はさらに原則を検討する必要があると述べた。議論の結果 CCNFSDU のリスク原則は 2009 年に採択されたばかりであり現時点で修正する必要はないことで合意した。

Hazard の定義の変更については、カナダより時期尚早であることから修正の必要性はないとの意見が述べられ合意された。

## 2) 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) からの付託事項

食物繊維の分析法リストに関して、General methods については、Type 1 とし、規定の文章を変更し、Methods that measure individual specific components については、Type 2 とし、Other methods については、Type 3 として提案することで合意された。

また、CCMAS からの AOAC2001.03 法を削除する提案に関して、日本は AOAC2001.03 法を維持すべきとの意見を示したのに対し、オーストラリアは支持する意見を述べた。結果的に CCMAS への回答として、部会は、AOAC2001.03 法はレジスタント・スターチが含まれていない場合に適用可能であり、AOAC2009.01 法は、レジスタント・スターチが含まれている可能性のある場合に適用可能であることから、AOAC2001.03 法はそのまま維持することで合意された。

## ( ) FAO 及び WHO からの付託事項

食塩/ナトリウムの低減戦略、WHO 栄養ガイダンス専門家諮問グループ (NUGAG: WHO Nutrition Guidance Expert Advisory Group)、栄養素プロファイリング (Nutrient profiling) に関する手引きの開発等、CCNFSDU との関連性がある作業についての説明があった。

これに対し、NUGAG 及び栄養に関する FAO/WHO の合同専門家会合 (JEMNU: The Joint FAO/WHO Expert Meetings on Nutrition) の役割を明確にするようにとの要望や、これら2つの作業が重複していないのか、またそれらの作業がコーデックス委員会の作業とどのように関わりあっているのかについても明確にするよう要望が出された。これに対し、WHO から、NUGAG は、WHO のガイドラインや勧告を策定する上での WHO ガイドライン評価委員会 (GRC) において必須の策定工程の役割であり、JEMNU はコーデックスやメンバー各国に科学的アドバイスの規定を行うための専門家会合がこれまで担ってきた役割を担うよう FAO 及び WHO が提案している新たな手順調整の役割という位置づけである旨説明がなされた。

## 議題3: 栄養表示ガイドライン付属文書: 一般集団を対象としたビタミン及びミネラルの栄養参照量 (NRVs) を設定するための一般原則案 (ステップ1)

序文については、各国政府による NRVs の取扱いに関する文章について、修正を求める意見と、原案を維持する意見の両方が出された。結果的に序文の「政府は NRV を選択するかそれとも以下に示す一般原則の適正や、表示を目的とした独自の栄養参照量を確立する上で自国又は地域における特定の他の要因を考慮してもよ

い。」とされていた文章は、微修正(「選択」を「推奨」に変更)の上維持された。

定義については修正されず、一般集団のビタミン・ミネラルの NRVs を確立するための一般原則について、より広い活用ができるよう、年齢の枠を外すべきとの意見が支持され、19～50 歳という対象範囲を削除すること等、一部修正がなされた上で、ステップ 8 に進めることで合意された。

#### **議題 4: コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量 (NRVs) の追加/改定原案(ステップ 4)**

会期直前の物理的作業部会(共同座長国: 韓国、オーストラリア)の議論の結果をもとに CRD1 が用意され、議論が行われた。2004 年に作成された FAO/WHO によるガイドライン(ヒトの栄養におけるビタミン及びミネラルの必要量, 第 2 版, FAO/WHO, 2004) 及び米国医学院 (IOM: Institute of Medicine) のデータをもとにした試算結果が示されたが、いくつかの栄養成分の数値に関しては、精査が必要とされた。対象とするビタミン・ミネラルのリスト案については、ナトリウムとカリウムが追加された。今後、FAO/WHO に対して再度評価を求めた結果を待って次回ステップ 4 で再検討することで合意された。

#### **議題 5: 必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 9-19 87) の改定原案(ステップ 4)**

電子作業部会(共同座長国: カナダ、チリ、ニュージーランド)で議論された結果をもとに討議文書及び改定原案が用意され、議論が行われた。

当該作業は、食品への必須栄養素の無分別な添加を防ぐことにより、栄養素の過剰、欠乏あるいは不均衡による健康被害のリスクを低減することを目的とする基本原則の拡大と必須栄養素の安全な自主的添加に関する原則を取り込むことを目的に行われた。前回の会合までに、その適用範囲については全ての食品とすること、また、国際的な摂取上限量の決定については FAO/WHO の科学的な助言が必要ということが合意されていたもの。

電子作業部会での検討の結果、多くの修正箇所や新たに加えられた項目があり、全体を改定する上で、検討事項を絞る必要があるとの方向性で議論が進められた。タイトルについては、改定原案全体が検討された後に再考することで合意がなされた。序文については、米国の提案をもとに修正された。定義については、特に必須栄養素、栄養同等性及び強化について、また、原則については、義務的あるいは任意的な食品への添加について主に議論が行われたが、引き続き検討が必要であるという結論に至った。

今後、改定作業の目的と範囲、基本原則及び栄養素の添加、部会で定義を検討するためのオプション等について、次回会合までの間にカナダ、メキシコ及びニュージーランドを共同座長国とする電子作業部会において検討し、改訂された原案をステップ

3で回付し、コメントを求め、さらに次回部会に先立ち、物理的作業部会を開催することで合意された。

#### **議題6：乳児（6 - 12 ヶ月齢）及び幼児用の調整補助食品ガイドライン(CAC/GL 8-1991) の改定原案(ステップ4)**

ガーナを座長国とする電子作業部会で議論された結果をもとに改定原案が用意され、議論が行われた。

タイトルに関しては、主に“complementary”と“supplementary”のどちらの用語を用いるべきかについて議論され、“formulated complementary foods” とすることで合意された。このほか、ガイドラインの範囲や説明についても議論されたが、引き続き検討が必要であるという結論に至った。

今後、ガーナに米国が座長国として加わり作業部会を継続し、改訂された原案をステップ3で回付し、コメントを求め、次回部会に先立ち、物理的作業部会を開催することで合意された。

#### **議題7：一般集団を対象とした食事や栄養に関する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量(NRVs)原案(ステップ4)**

会期直前の物理的作業部会での議論の結果用意された CRD2に基づいて議論が行われた。

序文については、議題3のビタミン及びミネラルの NRVs との関係で修正がなされた。上限摂取量(UL)の定義については、上限摂取量に関する1日の摂取基準値についての検討結果を考慮した上で結論を出す必要があることから[ ]付きのままとした。また、非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量(NRVs-NCD)を設定する際の一般原則に関して、特にNRVs-NCDの科学的根拠の強度についてWHOの定義による“Convincing(確証的な)”と“Probable(大体において一致した)について”時間をかけた議論がなされた。WHO が「食事、栄養、及び慢性疾患の予防：FAO/WHOの合同会議の報告書」(WHO TRS 916, ジュネーブ2003年)で使用された基準である“Convincing or Probable”を主張し、日本のほか複数の国が支持したが、EUは、“Convincing/Generally Accepted(確証的な又は広く認められた)”であるべきとし、米国は、“Convincing(確証的な)”のみを用いることを提案した。結果的に合意には至らず、“Probable”については[ ]付きとなった。

このため、合意には至らず、米国、タイ及びチリを共同座長国とする電子作業部会を継続し、改訂された原案をステップ3で回付し、コメントを求め、合意された。作業部会では、一般原則の議論と並行して、ナトリウムと飽和脂肪酸の NRVs についても検討を行うことで合意された。

#### **議題8：乳幼児用の精製穀物加工食品の規格基準 (CODEX STAN 74-1981) に低**

### 体重児用の新規 Part B を挿入することに関する討議文書

インドを座長国とする電子作業部会で議論された結果をもとに討議文書が用意された。WHOより途上国における小児の問題は低体重もさることながら肥満の問題もあることから今後の検討には科学的な精査が必要であるとの懸念が示されたものの、タイをはじめとする複数の国が、本作業のコンセプトを支持し、現規格との関係やタイトル等の基本的事項について議論が行われた。

今後は、引き続き電子作業部会において、議論を進め、次回部会においてステップ3で議論するための資料を作成することで合意された。

### 議題9: その他の事項及び今後の作業

ニュージーランドからフォローアップミルクの規格(CODEX STAN 156-1987)を改定する新規作業提案がなされ、次回部会までに討議文書をニュージーランドが作成することで合意された。

### 議題10: 次回会合の日程及び開催地

次回第33回会合については、2011年11月14～18日にドイツにおいて開催予定である旨報告された。

### 議題11: 報告書の採択

報告書案に適宜必要な修正がされ、本部会の報告書として採択された。

#### 栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)の作業と今後のアクション

事項	ステップ	次のアクション
栄養表示ガイドライン付属文書: 一般集団を対象としたビタミン及びミネラルの栄養参照量(NRVs)を設定するための一般原則案	8	・ 第34回総会
コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量(NRVs)の追加/改定原案	4	・ 第33回CCNFSDU
必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則(CAC/GL 9-1987)の改定原案	2/3	・ 電子作業部会及び物理的作業部会(座長: カナダ、メキシコ、ニュージーランド) ・ 第33回CCNFSDU
乳児(6-12ヶ月齢)及び幼児用の調整補助食品ガイドライン(CAC/GL 8-1991)の改定原案	2/3	・ 電子作業部会及び物理的作業部会(座長: ガーナ、米国) ・ 第33回CCNFSDU

一般集団を対象とした食事や栄養に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量(NRVs)原案(ステップ4)	2/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子作業部会(座長:米国、タイ、チリ)</li> <li>第33回 CCNFSDU</li> </ul>
乳幼児用の精製穀物加工食品の規格基準(CODEX STAN 74-1981)に低体重児用の新規 Part B を挿入することに関する討議文書	1/2/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子作業部会(座長:インド)</li> <li>第33回 CCNFSDU</li> </ul>
フォローアップミルクの規格(CODEX STAN 156-1987)を改定する新規作業提案	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニュージーランド</li> <li>第33回 CCNFSDU</li> </ul>

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 17 回アジア地域調整部会

日時： 2010 年 11 月 22 日（月）～11 月 26 日（金）

場所： デンパサール（インドネシア）

## 議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	コーデックス地域規格案の検討（ステップ 7）
(a)	さご椰子粉の地域規格案
4.	コーデックス地域規格原案の検討（ステップ 4）
(a)	非発酵大豆製品の地域規格原案
(b)	チリソースの地域規格原案
5.	アジア地域調整部会の戦略計画の進捗
6.	地域に関連する課題
7.	各国の食品管理システム及び食品規格策定における消費者の参画
8.	テンペ及びテンペ関連製品に関する討議文書
9. (a)	コーデックス委員会の作業を補完する FAO/WHO の活動
(b)	コーデックス信託基金の中間評価の結果
10.	各国及び地域レベルにおけるコーデックス規格の使用
11.	地域における栄養問題
12.	地域調整国の指名
13.	その他の事項及び今後の作業
14.	次回会合の日程及び開催地
15.	報告書の採択

## 第 17 回アジア地域調整部会 (CCASIA) 概要

### 1. 開催日及び開催場所

2010 年 11 月 22 日 (月) ~ 11 月 26 日 (金)  
デンパサール (インドネシア)

### 2. 参加国及び国際機関

21 加盟国、5 国際機関 (参加者総数 108 人)

### 3. 我が国からの出席者

厚生労働省	医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室長	日下	英司
農林水産省	消費・安全局消費・安全政策課 課長補佐	近藤	喜清
農林水産省	水産庁漁政部加工流通課 課長補佐	大橋	貴則
農林水産省	生産局生産流通振興課 課長補佐	宇井	伸一
農林水産省	消費・安全局消費・安全政策課 国際基準専門官	阪本	和広
農林水産省	総合食料局食品産業振興課 生鮮加工品係長	増澤	悟史

### 4. 主な審議結果

主要議題の概要は以下のとおり。

#### 議題 3 コーデックス地域規格案の検討 (ステップ 7)

##### 3a) さご椰子粉の地域規格案 (新規作業採択: 2007 年)

我が国から、さごデンプンとその他のデンプンを区別する手法がないことを指摘した。当部会は、品質規格の項の 3.1.3.及び 3.2.7.を削除することに合意した。

また、フィリピンが品質規格の項に色 (colour) を加えることを提案し、これまでの品質規格に色に関する項目が無かったことから議論が紛糾したが、結局、light to dark brown との記載がなされることを合意した。

食品添加物について、我が国から GSFA との整合を図るべきこと及び使用可能な食品添加物を一覧表で示すのではなく、GSFA の表 1 及び 2 の flour の項に記載されている食品添加物の使用が認められるとの一般的な記述が適当との意見が反映され、当該記述法を採用することを合意した。

議論の結果、当部会は、上記の修正を反映した規格案を、ステップ 8 で総会に提出することで合意した。

#### 議題 4 コーデックス地域規格原案の検討（ステップ 4）

##### 4 a) 非発酵大豆食品の規格原案（新規作業採択：2005 年）

まず、中国が議長国として電子作業部会の検討内容と同作業部会が提示した規格原案に関する説明を行った。我が国は、書面コメント（CX/ASIA 10/17/4 Add.1 及び CRD1）に言及しつつ、規格の内容を詳細に検討する前に、執行委員会からの勧告を尊重し、十分なデータをもとに対象とする製品の絞り込みを行い、必要な製品に限定して規格策定を検討すべきである旨を発言した。対象製品の範囲についての議論が膠着したため、中国を座長とする会期内作業部会が設置された。当会期内作業部会においても、我が国は、製品の絞り込みを実施するために必要なデータをまずは収集するのが先決との立場を主張し、我が国の主張が認められたが、全体会合では会期内作業部会の結果、「4 品目すべてを対象とすることで合意が得られた」と中国（議長国）が報告し、タイ、マレーシア等がこれを支持した。一方、我が国は、当会期内作業部会での結論について理解の相違がある点を指摘しつつ、規格案策定の前に、4 製品を対象として規格を策定することの正当性を説明するデータの提示が必要であるとの立場を再度発言した。

コーデックス事務局から、執行委員会から勧告された十分なデータに基づく対象品目の絞り込みについてはこれまで膠着していた議論を進めるためのものであり、アジア地域調整部会として 4 品目全てを対象とするのであれば追加データ等を提出する必要性はない旨、説明があった。

更に規格原案の内容について審議されたが、更なる精査が必要として、本件をステップ 2 に差し戻し、中国を座長とする電子作業部会で検討を行い、少なくとも次回会合の 6 ヶ月前までにステップ 3 として文書を回付すること、また、次回会合の直前に物理的作業部会を開催することとなった。

我が国は、4 品目を対象にして規格案を策定するとの決定に留保を示した。

##### 4 b) チリソースの地域規格原案（新規作業採択：2007 年）

まず、タイが会期内作業部会の結果を報告した（会期内作業部会では、フィリピン等は、許容される食品成分や食品添加物の規定案について反対意見を示すとともにトマトベースのチリソースを外すよう提案したが、チリソースの多様性を認めることは前回会合ですでに合意済みである旨タイから発言があり、その提案は却下された）。また、中国は食品添加物の追加を提案したが、その一部について妥当性に欠けるとして議論が紛糾し、結局、中国はその部分の提案を撤回した。

議論の結果、当部会は修正を加えられた地域規格原案を、次回総会にステ

ップ5 / 8で提出することを合意した。

#### 議題8 テンペ及びテンペ関連製品に関する討議文書

我が国から、インドネシアが討議文書を作成したことに謝辞を述べつつも、依然として、前述のガイドラインで必要とされている情報が不足している旨を発言。また、日本でテンペを製造するために使用している大豆の量は約50トンであること、日本ではテンペを加熱調理せず食べることを情報提供した。

本件討議文書は、多くの加盟国（ラオス、タイ、フィリピン、中国、カンボジア、シンガポール、インド）の支持を集め、議論の結果、当部会は本件については新規作業として総会の承認を求めることを合意した。

#### 議題12 地域調整国の指名

アジア地域調整国であるインドネシアから、次期調整国として日本を提案したいとの発言があり、インド、パキスタン、カンボジア、バングラディシュ、中国、ラオス、韓国、タイ、フィリピン、ベトナム、シンガポールがこれを支持。他に指名国は無かった。

我が国は、各国の支持に謝辞を述べつつ、次期調整国として指名を受け入れる旨発言した。次期調整国として次回（第34回）総会に諮られることとなった。

#### 議題13 その他の事項及び今後の作業

議長から、韓国が提案した 海苔製品、 ゆず茶、タイが提案した ドリアン、ラオスが提案した 食用昆虫（コオロギ）の4つの提案について、当部会として効率的に議論していくためには、提案に優先順位を付けることが必要との注意喚起があった。

##### 海苔製品

我が国は、貿易上の混乱と支障について明確に言及すべきである旨発言した。中国は現時点で貿易上の支障はない等の理由で本提案に反対した。一方、マレーシア、フィリピン、タイ等の国々が本提案を支持。インドから海苔の貿易はアジア地域内に限定されたものではないため、国際規格を作ることがより適当との提案があり、議論の結果、来年4月の魚類・水産製品部会(CCFFP)に韓国から国際規格として提案することに合意した。

更にコーデックス事務局より、CCFFP において採択されなかった場合の手続きについて説明がなされた。

### ゆず茶

中国が“preserved yuza”という名称は韓国の名称であり、中国では他の名称で流通していること、既存の規格であるマーマレードの規格に含まれるかどうかは明確でないこと等を理由に本提案に反対。多くの似たような製品が異なる名称で流通していることから、当部会は、規格化するの難しいと判断。議論の結果、韓国が座長となって電子作業部会を開催し、討議文書をさらに修正することを合意した。

### ドリアン

本地域規格策定の開始について ASEAN 各国及び中国から支持があり、本会合で修正を加えたドリアンの地域規格策定に関する新規作業案を総会に提案することで合意した。

また、我が国のドリアンの検疫数量のデータが討議文書に追記されることとなった。

### 食用昆虫（コオロギ）

インド及びシンガポールから、規格でどこまでがカバーされるのかわからないこと、貿易量のデータが不明であるなどの指摘があり、議論の結果、ラオスが座長となって電子作業部会を開催し、必要なデータを収集するなど討議文書を修正することで合意した。

## 議題 14 次回会合の日程及び開催地

日本が第 34 回総会で次期アジア地域調整国として承認されれば、次回会合は約 2 年後に日本で開催されることとなるが、詳細は総会後に各国に伝達されるとの情報提供があった。

(参考)

### アジア地域調整部会（CCASIA）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
さご椰子粉の地域規格案	8	・第 34 回総会
非発酵性大豆食品の地域規格原案	2 / 3	・電子作業部会（座長：中国） ・物理的作業部会（次回地域調整部会直前）
チリソースの地域規格原案	5 / 8	・第 34 回総会

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 42 回食品衛生部会 (CCFH)

日時 : 2010 年 11 月 29 日 (月) ~ 12 月 3 日 (金)

場所 : カンパラ (ウガンダ)

## 議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会への付託事項
3 .	FAO、WHO 及び他の国際政府間機関から提起された事項
a)	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) からの経過報告及び関連事項
b)	OIE (国際獣疫事務局) からの情報
4 .	鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案 (ステップ 4)
5 .	食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範原案 (ステップ 4)
6 .	ナチュラルミネラルウォーターの収集、加工、販売に係る国際衛生実施規範の改定原案 (ステップ 4)
7 .	食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改定原案 (ステップ 4)
8 .	その他の事項及び今後の作業
a)	CCFH の業務の優先順位
9 .	次回会合の日程及び開催地
10 .	報告書の採択

## 第 42 回食品衛生部会 (CCFH) 概要

### 1. 開催日及び開催場所

2010 年 11 月 29 日 (月) ~ 12 月 3 日 (金)  
カンパラ (ウガンダ)

### 2. 参加国及び国際機関

75 加盟国、1 加盟機関 (EU)、11 国際機関

### 3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 (国立保健医療科学院研修企画部 第二室長)	豊福 肇
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 国際調整専門官	井関 法子
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長補佐	横田 雅彦
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 水産衛生係長	前川加奈子
国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部 第四室長	野田 衛
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 リスク管理専門官	佐々木貴正

### 4. 主な審議結果

主要議題の概要は以下のとおり。

#### 議題 4 鶏肉中の *Campylobacter* 及び *Salmonella* 属菌の管理のためのガイドライン原案 (ステップ 4)

前回会合の決定を受けて設置された電子的作業部会の議長国 (ニュージーランド及びスウェーデン) から、CX/FH 10/42/4 を言及しつつ、修正原案の策定作業の経緯が説明され、修正原案が、前回部会及び電子的作業部会でのコメントを考慮して策定されたこと、鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌に係る技術会議 (2009 年 5 月に開催) で採用されなかった “とたい” の汚染防止剤 (decontaminants) としてのリン酸三ナトリウム (TSP) を使用したハザードベースの措置の例を戻したことが報告された。

本原案は、食鳥処理場におけると体への塩素の使用の適否が前回部会からの争点となっていた。欧州連合 (EU) は生産段階及び食鳥処理場における抗菌剤、特に塩素が含有されている抗菌剤の使用に反対の立場をとっており、2010 年 10

月に開催された欧州地域調整部会での議論を踏まえ、“化学的な汚染除去剤の使用は最終製品が販売される国の政府の承認・認可が必要である”旨の一文の挿入を提案すると考えられていた。しかし、EU と米国間の事前協議の結果、パラ 14 に、次の 2 文（ フードチェーン（一次生産から消費まで）における、化学的汚染防止剤を含む制御措置の使用は、政府機関の承認対象となること、 当該ガイドラインには、ガイドラインの例として記載されていない制御措置を排除するものではなく、ガイドラインに記載されていないハザードベースの制御措置を選択することも可能であること。）を挿入することが提案され、承認された（我が国もこの提案を支持した）。なお、 については、この文書で示されているハザードベースの措置は、世に存在する措置をすべて網羅的に掲載しているわけではないが、今後新たな措置が明らかになった場合に、その都度当該文書を改定するのは現実的ではないとの我が国の立場と共通する認識である。

事前に提出した我が国コメントに沿って発言した主な内容及び結果は次のとおり。

Risk Profile の正しい文書名を挿入するよう提案し、採用された。  
(para19)

Section 7.2 の表及び Para23 はチェックが入っていない工程は制御措置を誤解を招く恐れがあるので削除を提案したが、表のタイトルを修正して、維持することになった。

Section 12 “制御措置の実施”において、section title にも拘わらず最初の 3 つに sub-section が Validation (妥当性確認)に関連した内容なので、この関連性を明らかにするため、para128 の最後に「制御措置の妥当性確認はその実施前に行うべきである」という一文の挿入を提案し、採用された。

ハザードベースの制御措置の引用文献は本原案から削除し、FAO/WHO の website にあるリスク管理手段決定補助ツールに含めることに合意された。

本原案は、その他の技術的及び文言の修正も行われた後、ステップ 5/8 に進めることで合意された。

## 議題 5 食品中のウイルス制御に食品衛生の一般原則を適用することに関する ガイドライン原案（ステップ 4）

前回部会の決定により設置された物理的作業部会（2010 年 3 月、議長国オランダ）が提示した修正原案（CX/FH 10/42/5）に対し、ステップ 3 で各国から提出された書面コメント踏まえて、オランダが事前に準備した再修正案（CRD16）

を元に議論がすすめられた。CRD16には、日本の書面コメントの一部は取り入れられたが、ドキュメントの構成上の問題や重複箇所が見られるなどの問題が残ったままであった。部会は、テキストのセクションごとに議論を進め、すべての修正箇所を今回部会の中で議論することは控え、今回部会では重要な問題点のみについて議論された。二枚貝の附属文書についても修正が行われた。なお、日本の懸念事項についての討議結果はつぎのとおり。

一次生産における洗浄、保守管理及び作業従事者の症状消失後の復帰の条件について、特に、科学的に明らかになっているウイルス排出期間（症状消失後～8週間）を考慮した管理要件にすることが必要との理由から、「ノロウイルス感染者が食品に直接触れる調理作業に復帰する際には、PCR等の高感度の検便検査等でノロウイルスを保有していないことを確認することを制御措置の一つの例として文書に含めるべき」と提案した。しかし、途上国等からPCRのような高感度の検査法は実施不可能との意見が多く出され、本会議では受け入れられなかった。なお、途上国の意見は理解したが、ウイルス排出期間の長さや検査の必要性については、重要事項であるため、我が国の上述の主張点を会議報告書に記載するよう要請したところ、これについては受け入れられた。

ウイルスを不活化させるのに必要な加熱温度と時間について、原案のSection5.2.1からは、削除されたが、附属文書1のSection3にある90秒、90秒という加熱条件は初期ウイルス汚染量に依存して変わるため、我が国から削除を提案したが、本会議では受け入れられず、例示として残された。

本原案はステップ3で各国の意見を求めることになった。また、オランダを議長国とする電子的作業部会を設置し、ステップ3で提示される各国コメントを踏まえてドキュメントをさらに修正し、その後、物理的作業部会を次回CCFH開催日前日に開催して、再修正案を策定し部会に提示することで合意された。

## **議題6 ナチュラルミネラルウォーターの収集、加工、販売に係る国際衛生実施規範の改定原案（ステップ3）**

前回会合の合意を受けて設置された作業部会（2010年6月スイスを議長国とする物理的作業部会。我が国も参加）が作成した改定原案に対し、各国が事前に提出したコメントを踏まえて、さらにスイスが作成した修正原案（CRD20）を用いて議論が進められた。

本文書の中では、Section 5.5 “Water” の要件は食品に直接触れる水に限定しているため、「“食品衛生の一般原則”を参照する」というテキストを「“食品衛生の一般原則”のSection 5.5.1 “water in contact with food”のみを

参照とする」と書き換えることで合意した。

また、別添 1 の微生物基準については、原案にあった 2 表を一つにまとめ、その表が、企業が衛生管理手法を自ら導入した際の効果の検証をする場合と、各国規制当局が、市場流通する NMW について微生物規準に合致していることの確認やその製造工程の管理方法の検証を行う場合の両方に利用できることを明確にする一文を挿入した。また、「製造者は規制当局が設定した法的要件に従い、その表に示された糞便汚染指標菌のすべてまたは一部を選択して実施する」旨の一文が追加された。

その他所要の修正を行い、本原案をステップ 5/8 に進めることで合意した。

また、NMW 規格 (Codex STAN 108-1981) の section 4.4 を削除することにした。

## 議題 7 食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改定原案(ステップ 3)

フィンランドが共同議長国を代表して、原案の作業の経緯を説明するとともに、作業部会が提示した勧告について、CX/FH 10/42/7 に言及しつつ説明した。部会は、一般コメントと、附属文書として今後作成すべき附属文書の優先順位等についてコメントを求めた。

一般的なコメントは次の通り：

- 異なる能力と経験を有する国でも使用できるようにガイドラインをより使用者が容易に使い、かつ適切な柔軟性を持たせるように注意を払う必要あり
- GHP ベース (指標菌のための微生物規格「以下 MC という。」) ハザードベースの微生物規格 (MC) (特定の食品中の特定の病原菌)、及びリスクベース (ALOP, FSO とリンクした MC) のカテゴリーにわけた MC のコンセプトを考慮に入れること
- 現行の MC 設定の原則 (CAC/GL 21-1997) の適切な情報は適当に取り入れること
- 不確実性とばらつきについては、CCMAS の過去及び現在継続中の作業を考慮に入れること
- 動物用飼料の MC は有益かもしれないが、その優先順位は低いこと、また多くの場合、食品、加工工程及加工工程環境に関連したガイダンスは飼料にも同様に適用できること
- 異なる目的のための実務的な MC の適用を示した事例集を現行のパラ 47 から 51 をベースに作成し、本文書の附属文書とすること
- MC 及びサンプリングプランに関するより技術的かつ統計学的な附属文書の

作成に取り掛かること。この問題は複雑ではあるが、本ガイドラインの極めて重要な要素であると考えられること

- 指標菌は工程の衛生状態をモニタリングする上で特に価値のあるツールであることから、本ガイドラインにおいて指標菌についても検討すること
- MRM 数値的指標の適用に関する最近の進歩を考慮にいて、MC と微生物リスク管理の新しい数値的指標の関連について、さらに作業を行うこと
- 本文書及び事例を含む附属文書において、MC に関連したコミュニケーション問題についての記述を作成する努力を行うこと

本改訂案の本文書、特に事例を含む附属文書を作成することは容易ではないため、フィンランド及び我が国は、これら文書の作成を促進するため、加盟国及びオブザーバーからのインプットを求めた。

本改訂原案をステップ 2 に差し戻すことで合意した。またフィンランドと日本を共同議長国とする次の物理的作業部会を設置（2011 年 7 月にブラッセルで開催予定）することに合意した。

- すでに提出されたコメント並びに部会中に提出されたコメント及び発言を踏まえ、本文書の更なる検討を行う
- MC の設定および適用に関する実務的な事例の附属文書を作成する
- MC の設定(サンプリング計画の策定を含む)に関する統計学的かつ数学的な問題を扱う附属文書の作成に着手する

また、物理的作業部会における本文書及び附属文書の作成作業を円滑に行うため、部会前及び部会中に提出されたコメントを踏まえ、作業部会は電子的な手段を用いて準備作業を行うことに合意した。

## 議題 8 その他の事項及び今後の作業：

### (a) CCFH における作業の優先順位決定に関する作業部会の報告書の討議

本会議前日に開催された物理的作業部会（フィンランドが議長国）が提示した報告書(CRD2)を元に、「食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫（*Trichinella spiralis* 及び *Cysticercus bovis*）の管理のためのガイドライン作成」及び「生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範に関する附属文書原案作成」の新規提案について検討した。

前者については、食肉における人獣共通感染症を起こす特定寄生虫（*Trichinella spiralis* 及び *Cysticercus bovis*）の問題は国際貿易に重大な影響に大きな影響をもたらしており、かつ、食肉の衛生規範(CAC/RCP 58-2005) 及び OIE の陸生動物コードはリスクベースの食肉衛生検査について十分なガイ

ダンスを提供していないこと、及び OIE との協力関係の強化は Codex 戦略計画のゴールとも一致することが提案国から強調された。一方、米国及び日本等は、国際貿易への重大な影響がどの程度なのかが明確でないこと、OIE との作業の重複を避けるため OIE における当該寄生虫の作業が終了するまで新規作業は待つべき、種々の食品と寄生虫の組み合わせのなかで、当該食品と寄生虫の組み合わせは公衆衛生上重要な問題なのか疑問がある等の意見を主張した。議論の結果、今回 CCFH 会合では 2 つの原案の作業が終了したことから、結果として、当該新規作業提案を次回総会に諮ることで合意された。また、ニュージーランドを議長国、EU を共同議長機関とする物理的作業部会を設置し（2011 年第二四半期にブラッセルで開催予定）、当該指針案を作成して、ステップ 3 としてコメントを求め、次回 CCFH 会合で議論することで合意された。

後者については、生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範のメロンに関する付属文書原案を作成する新規作業提案を次回総会に諮ることで合意した。またカナダを議長国及び米国を共同議長国とする作業部会を設置し（2011 年 5 月にカナダで開催予定）、当該附属文書の原案を作成して、ステップ 3 としてコメントを求め、次回 CCFH 会合で検討することで合意された。

またこれら二つの新規作業に関連し、CCFH は FAO/WHO に対し次の要請を行うことに合意された。

- 食品中の寄生虫並びにそれらの公衆衛生及び国際貿易上の影響に関する現在の知見の状況をレビューし、特に懸念のある食品と寄生虫の組み合わせ、リスク管理者が取り組む必要のある問題及びリスク管理オプションについてのアドバイスとガイダンスを提供する
- データ公募の回覧文書(Circular letter)を発出し、その結果を踏まえ、様々なタイプのメロンに関連する病原体ハザードを評価し、それらのハザードを増加または減少させることにつながる農業生産及び加工上の取り扱いの役割を評価する。これらのタイプの製品がどのように市場に出回り、消費者によってどのように取り扱われているか、さらにそれが食品由来疾患にどのような影響を与えているかについて検討すること。

今後、過去の CCFH において優先順位が低く付けられた新規作業についても、Codex 事務局が新規作業の提案を募集する回覧文書に含めることになった。

今回の作業部会及び部会での新規作業提案に関する議論における混乱は、両提案とも、第 32 回 CAC で採択された「CCFH が適用するリスク分析の原則と手順」に規定された「新規作業にはリスクプロファイルを添付する」という要件を満たしていないことが一因として、今後は新規作業提案にはリスクプロファイルを添付することが再確認された。

(参考)

食品衛生部会(CCFH)の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
鶏肉中の <i>Campylobacter</i> 及び <i>Salmonella</i> 属菌の管理のためのガイドライン原案	5/8	第34回総会
食品中のウイルス制御に食品衛生の一般原則を適用することに関するガイドライン原案	3	電子的作業部会[議長国：オランダ] 物理的作業部会[議長国：オランダ] 第43回CCFH
ナチュラルミネラルウォーターの収集、加工、販売に係る国際衛生実施規範の改定原案	5/8	第34回総会
食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改定原案	2	物理的作業部会[議長国：フィンランド、共同議長国：日本] 第43回CCFH
食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫 ( <i>Trichinella spiralis</i> 及び <i>Cysticercus bovis</i> )の管理のためのガイドライン作成		第34回総会 物理的作業部会[議長国：ニュージーランド、共同議長国：欧州連合]
生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範に関する付属文書原案作成		第34回総会 物理的作業部会[議長国：カナダ、共同議長国：米国]

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 32 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

日時 : 2011 年 3 月 7 日 (月) ~ 3 月 11 日 (金)

場所 : ブダペスト (ハンガリー)

## 仮議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3 .	測定の不確かさに関するガイドライン改訂案(ステップ 7)
4 .	コーデックス規格の分析法条項の承認
5 .	適合性評価及び紛争解決の手順のガイダンス
6 .	コーデックス規格における知的所有権を有する分析法の使用
7 .	分析法に関する国際機関間会合の報告
8 .	その他の事項及び今後の作業
9 .	次回会合の日程及び開催地
10 .	報告書の採択

標記会合に先立ち、2011 年 3 月 5 日 (土) に「分析法の承認に関する作業部会」が開催される予定。

## 第 32 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）の主な検討議題

日時：2011年3月7日（月）～3月11日（金）

場所：ブダペスト（ハンガリー）

### 主要議題の検討内容

#### 議題 3 測定の不確かさに関するガイドライン改訂案

本改訂は現行のガイドライン（CAC/GL 54-2004）を理解し適用する上で、各国の助けとなる説明（Explanatory Note）の追加を検討しているものである。

前回会合において、Explanatory Note は必要な説明に絞るべきであり、新たな要求事項や行動規範を付加することは不適切であること等の指摘がなされ、各国からの修正提案が反映された改訂案が Step6 として提示されている。

今次会合では、科学的な原則に基づき、分かりやすい Explanatory Note が作成されるよう適切に対応したい。

#### 議題 4 コーデックス規格の分析法条項の承認

個別食品部会において討議された分析法が適切かどうか、手続きマニュアルに定める分析法選定規準に従って評価される。

- ・ナチュラルミネラルウォーターの分析法；第 33 回総会におけるマレーシアからの分析法追加要望について検討。
- ・メラミンの分析法（汚染物質部会）；乳児用調製粉乳、食品、飼料中のメラミンの分析法について検討。
- ・食物繊維の分析法（栄養・特殊用途食品部会）；前回会合において、分析対象を正確に規定することを求めていたが、これに関する当該部会からの回答について議論。

科学的に妥当な分析法が承認されるよう対応したい。

#### 議題 5 適合性評価及び紛争解決の手順のガイダンス

本議題は、前回会合において、サンプリングの不確かさ及び測定の不確かさを含めた適合性評価に関する原則を検討すべき等の意見があったことから、新たな電子作業部会（ブラジルが議長国、ニュージーランドが協力）が立ち上げられ、生産物の分析に関する適合性評価と紛争解決についての討議文書が作成されたものであり、当該討議文書においては、サンプリングと測定に基づく適合性評価のための原則とガイドラインの作成について、新規作業として今後議論を行うことが提案されている。

今次会合では、電子作業部会での議論の報告と、新規作業とするか否かの議

論等が行われることが想定されることから、各国の考え方について情報収集に努めつつ、これまでの部会での議論や既存のガイドラインとの整合性等に留意して、適切に対応したい。

## 議題 6 コーデックス規格における知的所有権を有する分析法の使用

前回会合において、国際機関間会合（IAM）の報告の中で、知的所有権を有する分析法の使用について、新技術の発展を妨げる可能性があること、特定の試薬入手が容易でない場合に問題が生じること等について言及があり、クライアント・アプローチ（ ）の使用を含めたいいくつかの提案があった。

一定の規準を満たした分析法であれば自由に選択できるという考え方。

今次会合では、国際機関が幅広いメンバーで検討を行った考え方について IAM から CCMAS に提案がある予定である。

コーデックス規格に特定の分析法の使用を位置づける場合には、分析者が容易に使用可能な分析法を基本とするべきとの観点から、適切に対応したい。

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 43 回食品添加物部会 (CCFA)

日時 : 2011 年 3 月 14 日 (月) ~ 3 月 18 日 (金)

場所 : 厦門 (中国)

## 仮 議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	FAO / WHO 及び第 73 回 FAO / WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項
4.	(a) コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大使用基準値の承認 / 改訂
	(b) 調整粉乳及び特殊医療用粉乳の食品規格 (CODEX STAN 72-1981) における食品添加物条項の討議文書
	(c) 食肉製品関連食品規格と GSFA の関連条項に関する食品添加物条項の整合性に向けた討議文書
5.	食品添加物コーデックス一般規格 (GSFA)
	(a) GSFA の食品添加物条項の案及び原案
	(b) 食品添加物条項の原案 (新規及び改訂) (ステップ 3 でのコメント)
	(c) いくつかの食品添加物に関する意見と情報 (CL2010/7-FA Part B 及び CL2010/39-FA への回答)
	(d) アルミニウム含有食品添加物条項
	(e) 食品分類システムの改訂原案 (食品分類 5.1、5.2、5.4) (N07-2010) (ステップ 3 でのコメント)
	(f) 食品分類 16.0 の名称と説明書の改訂
	(g) 注釈 161 の使用に関する討議文書
	(h) GSFA 前文第 4 項「食品中の添加物のキャリーオーバー」の改訂に関する討議文書

6.	他の食品規格と関連文書（ステップ4）
	食用塩に関する食品規格の改訂原案（CODEX STAN 150-1985） （N08-2010）（ステップ3でのコメント）
7.	食品添加物の国際番号システム（INS）
	食品添加物に対する国際番号システムの変更と追加に関する提案
8.	食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	第73回JECFAにおいて設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格
9.	JECFAによる評価のための食品添加物優先リスト
	(a) JECFA 評価の優先リストへの追加及び変更に関する提案 （CL2010/10-FAへの回答）
	(b) JECFAでの食品添加物再評価のメカニズムに関する討議文書
10.	加工助剤のデータベースの作成に関する討議文書
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書案の採択

標記会合に先立ち、2011年3月11日（金）・12日（土）に「食品添加物コーデックス一般規格(GSFA)」に関する作業部会が開催される予定。

## 第 43 回食品添加物部会 (CCFA) の主な検討議題

日時：2011 年 3 月 14 日 (月) ～18 日 (金)

場所：厦門 (中国)

### 主要議題の検討内容

#### 議題 5 食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)

##### (a) GSFA の食品添加物条項の案及び原案

前回会合において、議論されなかった添加物条項について、前回会合で示された各国コメントを踏まえ準備された添加物条項案が検討される。

各添加物について、我が国における使用実態が反映されるよう適切に対応したい。

##### (b) 食品添加物条項の原案 (新規及び改訂) (ステップ 3 でのコメント)

前回部会の決定により設置された電子作業部会 (議長国：米国) が作成したアルギン酸エチルラウロイル、ステビオール配糖体、亜硫酸塩及びエリスロシンに関する添加物条項原案について議論される。なお、当電子作業部会が合意にいたらなかった点については、本会議の前に開催される物理的作業部会で議論される予定である。特に、亜硫酸塩については、第 69 回 JECFA による曝露評価の結果、特定のサブグループへの曝露を減らす観点から、亜硫酸塩の曝露に寄与している食品分類への最大使用量 (ML) を低くする提案がなされている。

今回の各添加物条項原案について、必要に応じ、更なる情報提供を行う等により、我が国の実態が反映されるよう適切に対応したい。

##### (c) いくつかの食品添加物に関する意見と情報

リコピン、硫酸水素ナトリウム、ショ糖オリゴエステル、カラメル色素Ⅲ- アンモニア法、ナイシン、リン酸化合物、シクロテラグルコース、シクロテラグルコース シロップの使用実態及び使用量に関する情報を提供するよう回付文書 (CL2010/7-FA Part B 及び CL2010/39-FA) にて求められており、我が国からは、ショ糖オリゴエステルに関しコメントを提出している。これら添加物条項が適切なものとなるよう対応したい。

##### (d) アルミニウム含有食品添加物条項

前回会合において、アルミニウム含有添加物の最大使用量 (ML) を、アルミニウムとしての使用量に換算したものに修正するための電子作業部会 (議長国：ブラジル) が設置された。当該電子作業部会 (日本も参加) が、これまでに提出されたコメント及び情報を再検討して作成したアルミニウム含有食品添加物条項原案が議論される予定である。

日本は、すべてのアルミニウム含有食品添加物について使用実態や技術的妥当性に関する情報を踏まえて原案を作成すべきとの立場である。適切なアルミニウム含有食品添

加物の ML が設定されるよう対応したい。

**(e) 食品分類システムの改訂原案（食品分類 5.1、5.2、5.4）（N07-2010）（ステップ3でのコメント）**

前回会合の決定により設置された電子作業部会（米国が議長）が作成した食品分類 5.0（菓子類）、5.1.4（ココア製品及びチョコレート製品）、5.1.5（チョコレート風製品及びチョコレート代替品）、5.2（5.1以外の菓子類）、5.2.1（飴類）、5.2.2（ソフトキャンディ）、5.2.3（ヌガー、マジパン）5.4（デコレーション、トッピング、及び甘味ソース）、15.2（加工ナッツ類）分類改訂案について議論される。各分類の内容等に齟齬が生じないよう、適切に対応したい。

**(f) 食品分類 16.0 の名称と説明書の改訂**

前回会合において、食品分類 16.0（複合食品：分類 01～15 に当てはまらない食品）の名称と説明の改訂、本食品分類の具体例について検討されたが、16.0 の分類の必要性について合意が得られなかったことから、今次会合で議論されるもの。当該分類の必要性については、各国の意見が多様であるが、不必要に分類が増えることがないように適切に対応したい。

**(g) 注釈 161 の使用に関する討議文書**

前回会合の決定により設置された電子作業部会（オランダが議長国）が提示した討議文書（注釈 161（食品添加物の使用については、特に GSFA の前文第 3.2 項（添加物使用の正当性）との合致を目指した輸入国の規制が適用される）の使用）について議論される。前回会合においては、注釈 161 の適用範囲について、SPS 協定においては科学的根拠に基づいている場合のみ国際的な規格から外れることが許容されていること、注釈 161 の使用は食品規格の調和というコーデックスの目的に沿わず、貿易に不当な障壁を生じるとの意見が出されたが、電子作業部会では、その点を含め具体的な基準と条件について検討し、注釈 161 の使用を減らすためのいくつかの代替案も提出されたが合意は得られなかった。注釈 161 の不必要な適用によって、コーデックス規格の目的が損なわれることのないよう、適切に対応したい。

**(h) GSFA 前文第 4 項「食品中の添加物のキャリーオーバー」の改訂に関する討議文書**

多くのコーデックス個別規格で引用されている「キャリーオーバーの原則（注：すでに廃番になり、WEB 上にもない国際食品規格集第 1 巻に言及されている）を、GSFA 前文のセクション 4 にある「食品中の添加物のキャリーオーバー」の用語に置き換えることが第 32 回総会で決定されたが、これに伴い、前回会合が GSFA 前文のセクション 4 の改訂の必要性を検討したところ、GSFA 前文のセクション 4 と「キャリーオーバーの原則」との違いについて調べる必要があるとされたもの。今回、ブラジルを議長国とする電子作業部会が、GSFA 前文セクション 4 の改訂の必要性を検討し、改定案が討議文書

として提示されている。討議文書に示されている次の4つの勧告：①WG が示した複数の修正テキスト案について本部会でさらに分析すること、②GSFA 前文セクション 4.2 のキャリーオーバーの規定と、乳幼児粉乳及び関連製品で原料に由来する添加物のキャリーオーバーを認めないとする別の規定との矛盾を解決すること、③キャリーオーバーを認めない他の食品カテゴリーがあるかどうかの確認をすること、④キャリーオーバーの原則のリファレンスを全て削除すること、はすべて支持できるものである。本作業が滞りなく完結するよう、適切に対応したい。

## 議題6 他の食品規格と関連文書(ステップ4)

### (a) 食用塩に関する食品規格の改訂原案 (CODEX STAN 150-1985)

前回会合の決定により設置された電子作業部会が提示した食用塩の規格の改訂原案が議論される。電子作業部会は、添加物、汚染物質、衛生、分析・サンプリング方法の各セクションについて検討した結果が示されているが、添加物については、セクション 4.1 は GSFA 前文によりすでにカバーされており不要であるので削除する提案が示されている (注：他の項目は本部会の所掌範囲ではないので議論されない。) 添加物のセクションに関する上述の提案は適切であり、支持する方向で対応したい。

## 議題9 JECFA による評価のための食品添加物優先リスト

### (a) JECFA 評価の優先リストへの追加及び変更に関する提案

回付文書 (CL2010/10-FA) に応じて、各国が、JECFA のリスク評価を優先するよう要請した食品添加物について議論される。我が国は、二酸化チタンの規格変更について要請しており、その要請が受け入れられ優先的に評価が行われるよう求めるなど適切に対応したい。

### (b) JECFA での食品添加物再評価のメカニズムに関する討議文書

前回会合において、新しいデータや科学的に確立されたリスクアセスメント手法に基づいた JECFA での再評価システムの重要性が強調された。JECFA は、多くの再評価が各国の要請に基づき行われていること、また再評価のきっかけとなる基準が既に策定されており、食品中の化学物質のリスクアセスメントの原則及び手法に関するガイダンスが更新され、発刊されていることを指摘した。これらを基に既存の評価及び国や地域機関からの情報を考慮した優先順位付けの手続きを含めた再評価の提案に関する討議文書が JECFA 事務局より提出されている。その内容を精査し適切に対応したい。

## 議題10 加工助剤のデータベース作成に関する討議文書

前回会合において、「加工助剤に関するガイドライン及び原則原案」については合意され、今後、加工助剤についてデータベース化を進めることとされた。今回、そのデータベース作成に関し、「データベースの構造や内容及び掲載のための基準」に関する討議文書が提出されている。その内容を精査し、適切に対応したい。

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 5 回汚染物質部会 (CCCCF)

日時 : 2011 年 3 月 21 日 (月) ~ 3 月 25 日 (金)

場所 : ハーグ (オランダ)

## 仮 議 題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会/タスクフォースからの付託事項
3 . (a)	FAO 及び WHO ( JECFA を含む ) からの関心事項
3 ( b )	その他国際機関からの関心事項
4 .	核果蒸留酒中のエチルカーバメート低減のための実施規範原案 ( ステップ 4 )
5 .	食品中のメラミンの最大基準値原案 ( 液体乳幼児用調製乳 )( ステップ 4 )
6 .	穀物及びその加工品中のデオキシニバレノール ( DON ) 及びそのアセチル化体に関する最大基準値原案 ( ステップ 4 )
7 .	乾燥イチジク中の総アフラトキシンの最大基準値原案 ( ステップ 4 )
8 .	GSCTFF の修正
9 . (a)	ソルガム中のカビ毒に関する討議文書
9 ( b )	コメ中のヒ素に関する討議文書
9 ( c )	新たな手法に基づくリスク評価を踏まえたリスク管理オプションについてのガイダンスに関する討議文書
9 ( d )	ココア中のオクラトキシン A に関する討議文書
9 ( e )	食品中のフランに関する討議文書
9 ( f )	食品中及び飼料中のピロリジジナルカロイドに関する討議文書
1 0 .	ナチュラルミネラルウォーターの改訂規格における特定の物質についての健康関連の基準規定の承認
1 1 .	JECFA による汚染物質及び自然毒の優先評価リスト
1 2 .	その他の事項及び今後の作業
1 3 .	次回会合の開催日程及び開催地
1 4 .	報告書の採択

## 第 5 回汚染物質部会（CCCCF）の主な検討議題

日時：2011 年 3 月 21 日（月）～3 月 25 日（金）

場所：ハーグ（オランダ）

### 主要議題の検討内容

#### 議題 4 核果蒸留酒中のエチルカーバメート低減のための実施規範原案（ステップ 4）

核果蒸留酒においてエチルカーバメートは、原料である核果に由来する青酸グリコシドが醸造中に酵素分解され青酸を生じ、これが蒸留により濃縮され、さらに酸化、エタノールとの反応を経て生成することが知られている。したがって、エチルカーバメート低減のためにはその前駆物質である青酸の生成・混入防止及び適切な貯蔵（光暴露の防止等）の実施が重要である。

前回部会においては、青酸の混入防止に有効とされる銅剤の添加について高度に専門的・技術的なコメントが寄せられるなどしたため、原案をすべて討議することが困難であったことから、ステップ 3 に差し戻し、電子作業部会（議長国：ドイツ）を設置して修正原案を作成することで合意された。

電子作業部会が作成した修正原案では、上記指摘に対し適切な修正がなされており、かつ、我が国が前回部会で、真に有効な実施規範を策定するとの観点から主張した事項（規範の適用範囲を明確化すること、効果や実現可能性に即して、また、関係法令への適合性を踏まえて手段を選択すること）が維持されていることから、原案を支持することとし、今次会合で最終採択に向けた合意が得られるよう適切に対応したい。

#### 議題 5 食品中のメラミンの最大基準値原案（液体乳幼児用調製乳）（ステップ 4）

前回部会において、非意図的な、やむを得ない食品及び飼料中へのメラミンの混入に対して、「乳児用調製粉乳については 1 mg/kg、その他の食品及び飼料については 2.5 mg/kg」とする最大基準値原案をステップ 5/8 で総会に最終採択を諮ることで合意され、第 33 回総会において提案どおり採択された。

一方、前回部会において、多くの国が液体の乳幼児用調製乳（liquid infant formula）については、0.5 mg/kg とする提案を支持したことから、この原案についてステップ 3 で回付し、今次会合で議論することで合意された。我が国においては、液体の乳幼児用調製乳の流通実態はないが、乳児用調製粉乳の最大基準値を考慮し、液体乳について科学的に妥当な最大基準値が設定されるよう適切に対応したい。

#### 議題 6 穀物及びその加工品中のデオキシニバレノール（DON）及びそのアセチル化体に関する最大基準値原案（ステップ 4）

第 33 回総会において、穀物及びその加工品中のデオキシニバレノール（DON）及びそのアセチル化体に関する最大基準値の設定に係る新規作業が承認された。

電子作業部会（議長国：カナダ）が作成した討議文書案では、「未加工の小麦、大麦及びとうもろこしについて 2 mg/kg、小麦、大麦及びとうもろこしを原料とする食品（乳幼児用食品を除く）について 1 mg/kg、穀類を原料とする乳幼児用食品について 0.5 mg/kg」とす

る DON の最大基準値原案が提案された。なお、第 72 回 JECFA において、DON のアセチル化体を含めたグループ暫定最大耐容一日摂取量 (PMTDI) が設定されたが、本討議文書案では、アセチル化体の毒性や含有実態に関する情報が限られており、一般的に穀類中のアセチル化体の含有量は DON よりも低いことから、現時点では最大基準値に含めないことが提案された。

討議文書案に対して、我が国は、提案された最大基準値原案の科学的根拠が不明確であることから、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) 等のコーデックスの原則や科学的なデータに基づいて検討すべき、第 72 回 JECFA においてグループ PMTDI 以外に急性参照用量 (ARfD) が設定されたことから、これに対し最大基準値原案が妥当なものとなっているかどうかを確認するために、97.5 パーセントの食品消費量に関する情報を明らかにすべき、とのコメントを提出した。現時点では、原案及び討議文書は未回付であるが、これらの点を考慮した検討が行われるよう適切に対応したい。

#### **議題 7 乾燥イチジク中の総アフラトキシンの最大基準値原案 (ステップ 4)**

第 33 回総会において、乾燥イチジク中の総アフラトキシンに関する最大基準値の設定に係る新規作業が承認された。

電子作業部会 (議長国: トルコ) が作成した討議文書では、「直接消費用乾燥イチジク中の総アフラトキシンの最大基準値を 10 µg/kg」とする原案が提案されている。第 68 回 JECFA の評価において、乾燥イチジクによるアフラトキシンの摂取寄与は 0.3% と低く、最大基準値設定によるアフラトキシンの暴露量の低減効果はほとんどないものと考えられるが、合理的に達成可能な範囲でできる限り低くする“*As low as reasonably achievable (ALARA)* の原則”の考え方に則り、適切な最大基準値が設定されるよう対応したい。

#### **議題 8 GSCTFF の修正**

前回部会において、最大基準値を検討する食品・飼料に関する記述を明確化すること、GSCTFF 内の Schedule I に掲載されている最大基準値を点検すること、必要に応じて最大基準値が適用される食品・飼料に関する記述を明確化することについて、電子作業部会 (議長国: EU) を設置して検討を行うことが合意された。また、本部会での議論や決定 (最大基準値を設定しない決定を含む) の背景を知る上で、経緯等を掲載した文書が有用であることが確認され、引き続き、オランダと日本が当該文書のアップデート作業を行った。

#### **議題 9(a) ソルガム中のカビ毒に関する討議文書**

前回部会において、チュニジアが討議文書を用意することになっていたが提出されず、議論の結果、スーダンがチュニジアの作業を引き継ぎ、会期内に行われた非公式会合 (スーダン主催) での議論も考慮し、ソルガムを汚染するカビ毒及び産生菌とそのソルガムの汚染実態に焦点を当てた討議文書を次回会合までに準備することで合意された。

我が国も上記の作業が科学的なデータに基づいて適切に進められるよう、関連するデータを提供したところ。

### 議題 9(b) コメ中のヒ素に関する討議文書

前回部会において、コメ中のヒ素の最大基準値設定の実行可能性に関する討議文書を作成するための電子作業部会（議長国：中国）を設置することが合意された。

これに対して我が国は、最大基準値の設定だけでなく、低減措置についても議論すべきであること、ヒ素について議論するにあたっては、妥当性が確認された分析方法及び認証標準物質の存在並びに毒性に関する知見を考慮しつつ、基準値の適用対象とするヒ素の分子種を明確にすべきであることを提案した。その結果、電子作業部会は、討議文書を作成する際上記事項を考慮し、最大基準値設定のみではなく、低減措置も含めたリスク管理オプションについて取りまとめることとなっている。提案した方針で文書が作成されるよう、適切に対応したい。

### 議題 9(c) 新たな手法に基づくリスク評価を踏まえたリスク管理オプションについてのガイダンスに関する討議文書

第 72 回 JECFA における無機ヒ素の評価に関連し、これまでの暫定耐容週間摂取量 (PTWI) が取り下げられ、新たなリスク評価手法としてベンチマーク用量の 95% 信頼下限値 (BMDL) が用いられたことを受け、前回部会において、新たな手法に基づくリスク評価結果を踏まえたリスク管理オプション検討のためのガイダンス策定に向け、電子作業部会（議長国：米国）を設置し、討議文書を作成することで合意された。

電子作業部会が作成した討議文書案では、BMDL 等のリスク評価のアプローチについても詳述されているが、本ガイダンスが、リスク評価の結果に基づきどのようなリスク管理措置をとり得るのかという点について適切な選択肢を示すことに焦点を絞ったものになるよう、適切に対応したい。

### 議題 9(d) ココア中のオクラトキシン A に関する討議文書

本件は第 2 回部会で一度作業を中断したものであるが、前回部会において、新たなデータが利用可能となったことからブラジルより提案され、電子作業部会（議長国：ガーナ、共同議長国：ブラジル）を設置し、ココア中のオクラトキシン A 低減のための実施規範の策定の是非を検討するために、ココア中のオクラトキシン産生菌及びオクラトキシン A に関する討議文書を作成することで合意された。

電子作業部会が作成した討議文書では、ココアによるオクラトキシン A の摂取寄与は低いものの、乳幼児及び小児におけるトータルダイエットスタディの知見が不足していること、ココアの主要な汚染部位は摂食されない殻の部分であることなどから、引き続き、ココア中のオクラトキシン A に関する調査研究を推進し、実施規範は将来検討されうるとされており、基本的に討議文書の方針を支持する方向で対応したい。

### 議題 9(e) 食品中のフランに関する討議文書

前回部会において、第 72 回 JECFA の評価結果を踏まえて米国より提案され、電子作業部会（議長国：米国）を設置し、将来の食品中のフラン低減のための実施規範の作成を念頭に、暴露評価、毒性評価、低減技術等の情報を含む討議文書を作成することで合意された。

電子作業部会が作成した討議文書では、現時点では食品中のフラン低減に有効な技術開

発に成功しておらず、消費段階での食品調理に関する調査研究に焦点があてられていることから、実施規範の作成は時期尚早であると結論され、実施規範の検討に必要な各種調査研究の実施が推奨されている。また、いくつかの消費段階におけるフラン低減に関する知見については、将来的に実施規範において消費者教育のセクションで検討することが提案されている他、それとは独立して各国政府が消費者向けの助言として活用できることが述べられている。我が国としても、この方針を支持する方向で対応するとともに、今後、必要な調査研究を進めていくこととする。

#### **議題 9(f) 食品中及び飼料中のピロリジジナルカロイドに関する討議文書**

前回部会において、EU より、ピロリジジナルカロイドは植物の二次代謝物として産生される自然毒素であり、毒性が強くヒトの健康に影響を及ぼし得ることから、特に牛乳や蜂蜜においては重要な問題であることが紹介され、電子作業部会（議長国：オランダ）を設置し、毒性、分析法、植物、食品及び飼料中の含有濃度、飼料から食品への移行を含む討議文書を作成することで合意された。

電子作業部会が作成した討議文書案では、リスク管理のオプションとして、汚染の防止・低減のための実施規範の策定又は最大基準値の設定が提案されているが、リスク管理措置の必要性については、JECFA にリスク評価を依頼し、その結果を踏まえて検討すべきとの立場で、適切に対応したい。

#### **議題 10 ナチュラルミネラルウォーターの改訂規格における特定の物質についての健康関連の基準規定の承認**

前回部会において、第 31 回総会で暫定採択されたナチュラルミネラルウォーターの改訂規格（CODEX STAN 108-1981）の「セクション 3 組成と品質関連事項; 3.2 特定の物質についての健康関連の基準」中、定量限界未満とされた界面活性剤、農薬及び PCB 類、鉛油、多環芳香族炭化水素（PAH）について、第 31 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）において分析法が決定されたことを受け、当該基準値について最終的に本部会として採択するかどうか、また、これらの物質群を GSCTFF に組み込むかどうかについて議論された。

その結果、電子作業部会（議長国：米国）を設置し、安全性の基準と品質の基準を区別するためのクライテリアの作成、3.2 の条項中、前記クライテリアに基づき安全性の基準とみなす物質の特定、界面活性剤、農薬及び PCB 類、鉛油、PAH に関して、これらの物質群、あるいは、物質群の中の特定の物質に対する、より適切な最大基準値の検討、3.2 の条項内で安全性の基準とされたもの全てを GSCTFF に組み入れるのか、ナチュラルミネラルウォーターの規格に残すかどうかの検討（共同議長国：オランダ）を行うことで合意された。基本的に本部会が安全の観点から承認した物質は汚染物質に該当するものであり、GSCTFF に組み入れるべきとの立場で適切に対応したい。

#### **議題 11 JECFA による汚染物質及び自然毒の優先評価リスト**

前回部会において、3-MCPD エステル、フモニシン、青酸グリコシドが優先評価物質として決定され、特に 3-MCPD エステルとフモニシンは最優先事項とされた。優先評価リストに掲げられた物質に関する我が国におけるサーベイランスの実施状況等について適宜情報提供するとともに、情報収集に努める。

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 43 回残留農薬部会

日時 : 2011年4月4日(月)~4月9日(土)

場所 : 北京(中国)

## 仮議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4	FAO/WHO 合同残留農薬専門家会合 (JMPR) から生じた関心事項
(a)	2010 年 JMPR から的一般審議事項の報告
(b)	CCPR で生じた特定の懸案に対する 2010 年 JMPR の回答
5	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)
6	MRL 推定のための農薬の投下量と残留濃度の比例性適用に関する討議文書
7	食品及び動物用飼料のコーデックス分類
(a)	食品・飼料分類の改訂案 (ステップ 7) : ナッツ類 (Tree nuts) 並びにハーブ類及びスパイス類 (Herbs and Spices)
(b)	食品・飼料分類の改訂原案 (ステップ 4) : 熱帯性果実及び亜熱帯性果実類 (皮を食すもの) (Assorted tropical and sub-tropical fruits-edible peel)、熱帯性果実及び亜熱帯性果実類 (皮を食さないもの) (Assorted tropical and sub-tropical fruits-inedible peel)、葉菜類 (アブラナ科類を含む) (Leafy vegetables (including Brassica leafy vegetables))、並びにアブラナ属野菜類 (結球、頭花状) (Brassica (cole or cabbage) vegetables, cabbage, head and flowerhead cabbages)
8	食品群への農薬最大残留基準値の外挿のための代表作物 (Representative Commodities) の選定に関する原則及びガイダンス

(a)	食品群への農薬最大残留基準値の外挿のための代表作物（ Representative Commodities ）の選定に関する原則及びガイダンス（ Principles and Guidance ）（ ステップ 7 ）
(b)	食品群への農薬最大残留基準値の外挿のための代表作物（ Representative Commodities ）の選定に関する原則及びガイダンス（ Principles and Guidance ）への附属書原案（ ステップ 4 ）
9	Minor Uses 及び Specialty Crops に係るコーデックス MRL 策定の促進のためのガイダンスに関する討議文書
10	残留農薬の分析法に関する検討事項
(a)	残留農薬の測定のための結果の不確かさの推定に関するガイドラインの改訂原案（ ステップ 4 ）
(b)	コーデックス残留農薬部会における残留農薬の分析方法の取扱いに関する討議文書
11	コーデックス残留農薬部会が適用するリスク分析の原則の改訂
12	コーデックス MRL の設定
(a)	農薬に関するコーデックス優先リストの策定
(b)	リンデンに対するコーデックス MRL 設定状況の検討
13	その他の事項及び今後の作業
(a)	CCPR に対する科学的助言の提供に関する JMPR の資源問題についての討議文書
(b)	茶における農薬の MRL の評価
14	次回会合の日程及び開催地
15	報告書の採択

## 第 43 回残留農薬部会 (CCPR) の主な検討議題

日時：2011 年 4 月 4 日 (月) ～9 日 (土)

場所：中国 (北京)

主要議題の検討内容

**議題 5：食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)**

以下の物質の MRL 案・原案がそれぞれステップ 7 及びステップ 4 で検討される予定。  
検討予定品目 (ステップ 7)

Phorate (112)	Cypermethrins (including alpha -and zeta) (118)	Oxamyl (126)	Fenpyroximate (193)
Tebuconazole (189)	Esfenvalerate (204)	Metalaxyl-M (212)	

検討予定品目 (ステップ 4)

Endosulfan(032)	Chlorothalonil(081)	Triazophos(143)	Bifenthrin(178)
Cadusafos(174)	Fenpyroximate(193)	Fludioxonil(211)	Novaluron(217)
Bifenazate(219)	Boscalid(221)	Difenoconazole(224)	Chlorantraniliprole(230)
Clothianidin(238)	Cyproconazole(239)	Dicamba(240)	Etoazole(241)
Flubendiamide(242)	Fluopyram(243)	Meptyldinocap(244)	Thiamethoxam(245)

本件については、各基準値案が採用された場合、今後わが国で当該 MRL 値を受け入れることを考慮し、安全性に留意した上で適切な MRL 値が設定されるよう対応したい。

**議題 6：MRL 推定のための農薬の投下量と残留濃度の比例性適用に関する討議文書**

前回会合で、ある剤に関して多くの作物で GAP よりも 25% 以上高い投下量で実施された作物残留試験データが提出されたため、JMPPR が Maximum residue level を勧告しなかったことについて、米国が懸念を示したことから、豪州が今次会合のために討議文書を作成することとなっている (資料未着)。GAP とは異なる農薬投下量で実施した作物残留試験データから、GAP に従った場合の残留データを推定する方法の適用について議論が適切な方向に進むよう対応したい。

**議題 7：食品及び動物用飼料のコーデックス分類**

(a) 食品・飼料分類のうち、ナッツ類並びにハーブ類及びスパイス類に関する改訂案 (ステップ 7) 及び (b) 熱帯性果実及び亜熱帯性果実類 (皮を食すもの)、熱帯性果実及び亜熱帯性果実類 (皮を食さないもの)、葉菜類 (アブラナ科類を含む) 並びにアブラナ属野菜類 (結球、頭花状) に関する改訂案 (ステップ 4) について議論される予定である。

(a) については、前回会合において提案されたハーブ類及びスパイス類に対する作物の追加や新しいサブグループの設置を反映したコーデックス分類の改訂案が議論される予定である。

(b) については、現在、電子作業部会 (共同議長国：オランダ及び米国) において検

討が進行中であり、資料は未着であるが、作業部会の段階で、熱帯性果実及び亜熱帯性果実類について、我が国の生産及び貿易の実態を考慮していくつかの作物分類の変更を提案したところである。

これらについては、我が国の実態を考慮して適切に対応したい。

#### **議題 8：食品群への農薬最大残留基準値の外挿のための代表作物（Representative Commodities）の選定に関する原則及びガイダンス**

(a) 食品群への農薬最大残留基準値の外挿のための代表作物（Representative Commodities）の選定に関する原則及びガイダンス（Principles and Guidance）（ステップ 7）及び (b) 当該文書への附属書原案（ステップ 4）について議論される予定である。具体的には電子作業部会（議長国オランダ）が提示した代表作物の例（Table 1）及びその根拠のデータ資料（Addendum）について、議論されることとなっている。

Table 1は、食品及び飼料のコーデックス分類の作業が終了に近づいているFruitsの例に変更されているため、それが代表作物の選定に関する 3 原則に従っているかどうかの検証に時間を要することが予想されることから、作業の円滑化を図るため、Table 1 を除く本体部分を先に審議して合意に至るよう対応したい。また、文書全体について、容易に理解でき、かつ使いやすいものとするために構成を変更する必要があるとの立場で適切に対応したい。

さらに、今後の作業の進め方について、特に、Codexが具体的に「代表作物」を選ぶことが提案された場合には、気候や農作業の形態、生産量や消費量の違いにより、代表作物が各国で同一になるとは限らない点を十分踏まえ、日本の農業実態に即した代表作物を国内で選定できるよう、まずは各国が、選定に関する原則及びガイドラインに従って自国の代表作物を選定した結果を考慮してコーデックスが代表作物の選定の検討を行うというアプローチが認められるように対応したい。また、それにより、日本の農業実態に即した作物が代表作物に選定されることを確保できるよう適切に対応したい。

#### **議題 9：Minor Uses 及び Specialty Crops に係るコーデックス MRL 策定の促進のためのガイダンスに関する討議文書**

マイナー作物への MRL 設定については、作付面積が小さいなどの理由でメーカーのデータ作成の動機づけが十分働かないため、必要な科学的データを得ることが困難となっていることから、こうした状況での MRL 策定の促進方法について討議するものである。

前回会合で、JMPR での評価において作物残留データの必要例数を軽減するには、Minor use 及び Specialty crop の定義を明確にすることが不可欠との指摘があり、電子作業部会（共同議長国：米国、ケニア、オーストラリア）がその点について検討した結果、CCPR 及び JMPR 両方で用いられる Minor Use と Specialty Crop の定義、また JMPR への評価依頼の優先度が討議文書として提示された。

本件については、CCPR と JMPR の相互の意見交換が不可欠であるため、CCPR の検討内容について JMPR の科学的な意見を聴取するプロセスが必要であることを指摘したい。また、OECD のガイダンスにおいても、統一的なマイナー作物の定義が定まっていないことから、コーデックスでは定義の議論をするのではなく、まずは国際的な貿易量を考慮して、JMPR の評価における作物残留データの例数の軽減が必要な作物を個別具体的に検討すべきであるとの立場で適切に対応したい。

## 議題 10：残留農薬の分析法に関する検討事項

### (a) 残留農薬の測定のための結果の不確かさの推定に関するガイドラインの改訂原案（ステップ4）

本件については、第 39 回会合(2007 年)より検討が進められているものであり、電子作業部会（共同議長国：豪州、中国）が検討した改訂原案が今次会合で検討される予定である。

測定結果に伴う不確かさを、基準値に適合しているか否かの判断にどう適用するか科学的な原則が必要であり、実行可能なガイダンスが作成されるよう適切に対応したい。

### (b) コーデックス残留農薬部会における残留農薬の分析方法の取扱いに関する討議文書

前回会合において提起された、IAEA のホームページに掲載されている分析方法のリストの今後の取扱いについて、今次会合において議論される予定である。適切に対応したい。

## 議題 11：コーデックス残留農薬部会が適用するリスク分析の原則の改訂

手続きマニュアルにある「CCPR が適用するリスク分析の原則」の改訂作業では、1) JMPR によって評価される優先リストの規準を同原則に編入すること、2) 直近の CCPR において決定されたリスク管理方針を同原則の付属書に掲載する作業を実施することに加え、3) 途上国から、定期的な再評価のルールの見直しなどの取扱いについても議論すべきとの提案が第 40 回会合であり、電子作業部会（議長国：アルゼンチン）において現在改定作業が進行中である。

MRL の定期的な再評価は、コーデックスが設定する基準値の科学的な信頼性と食品の安全を確保する上で重要であることから、科学に基づく基準値の見直し手続きが適切な形でこの原則に含まれるよう、対応したい。

## 議題 12：コーデックス MRL の設定

### (a) 農薬に関するコーデックス優先リストの策定

電子作業部会（議長国オーストラリア）が作成した、2011 年以降の優先リストについて議論が行われる予定であるが、2011 年の対象農薬は、前回会合で既に調整が図られているため変更されない見込みである。

現在、評価を希望する剤の数の増加に伴い、2012 年の評価候補数が既に JMPR のキャパシティを超えているため、数剤を 2013 年に延期するよう促されているが、少なくとも我が国がノミネートした農薬については、評価が遅延することのないよう対応したい。

### (b) リンデンに対するコーデックス MRL 設定状況の検討

前回会合において、残留性有機汚染物質（POPs）とされた農薬の外因性最大残留許容量（EMRL）の取扱いについて、1) リンデン以外の既存 EMRL は引き続き存置すること、2) 新たな作物の EMRL を設定することの必要性及びその手続が合意された。一方、ストックホルム条約の付属書に掲載されたリンデンについて、現在の MRL を EMRL に置換する必要性が指摘されたが、具体的な結論は得られなかったところである。本件については、ストックホルム条約の付属書が 2010 年 5 月に発効したことに伴い、各国の取扱いが定まってきた今次会合において引き続き検討する予定である。

資料未着であるが、適切に対応したい。

### 議題 13：その他の事項及び今後の作業

#### (a)CCPR に対する科学的助言の提供に関する JMPR の資源問題についての討議文書

増大する作業負担に対する JMPR のキャパシティ及び資源に関する問題点及び解決策について、米国が、カメルーン及びクロップライフの協力を得つつ作成した討議文書が提示され、議論される予定である。

JMPR の専門家は、通常業務に加えて JMPR の業務を行っているため、会議の開催回数の増加は、各専門家の負担をさらに増大させることになり現実的ではなく、また、専門家を複数グループに分けて複数回会議を開催することとなった場合、各グループ会合の評価結果の一貫性に懸念が生じる恐れがある。科学的知見に基づき、Codex MRL の設定に必要な Maximum Residue Level を勧告する JMPR の貢献の重要性を改めて指摘するとともに、JMPR の貢献を維持するためには開催回数の増加は現時点では現実的でないとの立場で適切に対応したい。

また、2010 年の JMPR 報告書に「CCPR における優先度決定プロセスを強化し、既存のクライテリアを見直す必要がある」と指摘されていることに言及し、JMPR の資源問題の観点から、この指摘について、CCPR が真摯に対応する必要があるとの立場で適切に対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画  
第 31 回魚類・水産製品部会

日時 : 2011 年 4 月 11 日 (月) ~ 4 月 16 日 (土)

場所 : トロムソ (ノルウェー)

仮議題

1 .	議題の採択
2 . a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
b)	FAO 及び WHO からの付託事項
3 .	フィッシュソース規格案 (ステップ 7)
4 .	くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚製品の規格案 (ステップ 7)
5 .	魚類及び水産製品に関する実施規範原案 (くん製魚を含むその他のセクション) (ステップ 4)
6 .	魚類及び水産製品に関する実施規範のセクション 3.4.5.1 (水) の修正原案 (ステップ 4)
7 .	急速冷凍ホタテ貝柱の規格原案 (ステップ 4)
8 .	ホタテ貝の加工に関する実施規範原案 (ステップ 4 にて保留)
9 .	魚類及び水産製品に関する規格における魚種を追加するための手続き改訂原案 (ステップ 4)
10 .	なま及び活二枚貝の規格におけるバイオトキシンの分析法リスト原案 (ステップ 4)
11 .	生鮮 / 活及び冷凍アワビ ( <i>Haliotis</i> 属) の規格原案 (ステップ 4)
12 .	急速冷凍フィッシュスティックの規格修正原案 (窒素係数) (ステップ 4)
13 .	魚類及び水産製品に関する規格における食品添加物規定案
14 .	証明書の様式
15 .	その他の事項及び今後の作業
16 .	次回会合の日程及び開催地
17 .	報告書の採択

会期直前に以下の作業部会が開催される予定である。

4 月 10 日 (日) 10 時 ~ 17 時

・魚類及び水産製品に関する実施規範原案 (くん製魚のセクション) 作業部会会合

## 第 31 回魚類・水産製品部会（CCFFP）の主な検討議題

日時：2011年4月11日（月）～4月16日（土）

場所：トロムソ（ノルウェー）

### 主要議題の検討内容

#### 議題 3. フィッシュソース規格案（ステップ7）

前回（第30回）会合（2009年9-10月）において、伝統的な自然発酵製品に加え、発酵を早めるための物質を追加して製造された製品も対象範囲に含めることが合意された。第33回総会（昨年7月）においてステップ5で採択された本規格案がステップ7で検討される。

pHに関する規定（pHは6.5以上でないこと）に明確な科学的な理由が無いため削除すべきであること、また、第5章汚染物質の項について、発酵の過程でバイオトキシンが減少するという科学的根拠がないことから、原料とする魚に人の健康へのリスクとなり得る量のバイオトキシンが含まれないようにすべき旨を記述する必要があるとの立場で対応したい。

#### 議題 4. くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚製品の規格案（ステップ7）

前回会合において、「魚のくん製は多環芳香族炭化水素（PAH）の生成を最小限にするように行うべきであり、これは『くん製及び直火乾燥工程から生じるPAHによる食品汚染の低減に関する実施規範』に従えばできるであろう。」という規定が第5章（衛生及び取扱い）に挿入され、またその他の規定についても適宜修正され、第33回総会においてステップ5で採択された本規格案が検討される。我が国の意見は前回会合ですでに反映されているところであるが、適切な規格案となるよう対応したい。

#### 議題 5. 魚類及び水産製品に関する実施規範原案（くん製魚を含むその他のセクション）（ステップ4）

前回会合では原案について議論はされず、今次部会の直前に開催される予定の物理的作業部会（オランダが議長国）においてくん製魚等に係る規格案（議題4）との整合性を図る観点から、当該原案の燻製の定義と加工に関するセクションを修正することになっている。

二つのドキュメントの間で、くん製魚に関するテキストの齟齬が生じないよう適切に対応したい。

#### **議題 6. 魚類及び水産製品に関する実施規範のセクション 3.4.5.1 (水) の修正原案 (ステップ 4)**

前回会合において、魚類及び水産製品に関する実施規範の General Part のセクション 3.4.5 (Supply of Water, Ice and Steam) のサブセクション 3.4.5.1 Water に新しく 3 番目の要件「使用水に塩素処理をする場合、飲料水で認められるレベルを超えないこと」が括弧つきで加えられ、今次会合でこのカッコ書きの記載の扱いについて検討することとなっている。

当該規定について、支持する立場で対応したい。

#### **議題 7. 急速冷凍ホタテ貝柱の規格原案 (ステップ 4)**

前回会合で、食品添加物 (ポリリン酸塩等) の使用と、製品への水分追加の有無の観点から、製品を二つのカテゴリーに分けるべきとの意見と、3 つに分けるべきとの意見が折り合わなかったことから議論を打ち切り、ステップ 2 へ戻すことが合意された。

我が国は、ホタテ貝柱に使用を認める食品添加物の規定については GSFA と一致させるのが原則であるとの立場である。また、水分を追加した場合には、それは第三のカテゴリーとして明確に区分し、さらに製品にはその旨を表示させるべきであるとの立場で対応したい。

#### **議題 9. 魚類及び水産製品に関する規格における魚種を追加するための手続き改訂原案 (ステップ 4)**

前回会合において、当該手続き改訂原案の範囲や目的が明確でない等の意見が出されたことから、当該原案はステップ 2 に差し戻され、適用範囲と当該手続きを実際にどう適用するのかを明確にした上で、今次会合で議論することとされたものである。

魚種の追加については個別に対応するのが適当であり、手続きを策定する必要性はないとの立場で適切に対応したい。

#### **議題 11. 生鮮 / 活及び冷凍アワビ (*Haliotis* 属) の規格原案 (ステップ 4)**

前回会合では、マリンバイオトキシン及び微生物に関する部分のみ議論され適宜修正などが行われたが、結局原案はステップ 2 に差し戻され、南アフリカが再修正案を提示することで合意された。本部会に提示された修正原案では、食品衛生のセクションで、適切な既存のコーデックスドキュメント (一般衛生と、微生物規準) が言及され、また汚染物質のセクションで貝毒の規定が示されている。

アワビの貝毒による中毒事例の毒化のメカニズムは完全に解明されておらず、

また我が国では今まで毒化事例はないが、海外の一部地域で毒化事例の報告があるため、当該リスクに適切に対応した規格原案が作成されるよう対応したい。当該原案を最終採択するのが適當の立場で対応したい。

#### **議題 12. 急速冷凍フィッシュスティックの規格修正原案（窒素係数）（ステップ4）**

魚の含有量を示す窒素係数について、現状の規格では温帯地域の白身魚しか対象としていないことから魚種の拡大の観点から前回会合において、タイがティラピアの追加を、またニュージーランドがホキの追加を提案した。しかし、タイの調査結果はデータにばらつきが大きいこと、ニュージーランドのデータはより詳細なデータが必要であることから、原案はステップ2に戻された。窒素係数に関する追加データに基づきティラピアの窒素係数が修正された原案が今次会合で討議される。

科学的に正しい議論が行われるよう適切に対応したい。

#### **議題 13. 魚類及び水産製品に関する規格における食品添加物規定案**

前回会合の合意を受け設置された米国、EUを共同議長とする電子作業部会がGSFAと魚類関係の規格の食品添加物との齟齬、必要性等について討議文書を作成することとなっているが、文書は未着である。

個別の食品規格の添加物規定はGSFAの規定と整一致させる必要があるとの立場で対応したい。

#### **議題 14. 証明書の様式**

前回会合において、第32回総会が採択した「証明書の一般様式」とCCFFPの「魚類水産製品のための証明書の一般様式」の内容の整合性を図るために魚類水産製品に特有の項目を追加した案が議論される。

「証明書の一般様式」で網羅されている項目以外に、魚類水産製品特有の個別項目を追加する必要はないことから、証明書の一般様式に統一するのが適當との立場で適切に対応したい。

## FAO/WHO 合同食品規格計画

## 第 16 回生鮮果実・野菜部会

日時 : 2011 年 5 月 2 日(月) ~ 5 月 6 日(金)

場所 : メキシコ

## 仮 議 題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3 .	コーデックス規格案の検討(ステップ7)
(a)	アボカドの規格の改訂案
(b)	ツリートマトの規格案
4 .	コーデックス規格原案の検討(ステップ4)
(a)	チリペッパーの規格原案
(b)	ザクロの規格原案
5 .	生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案
6 .	その他の事項及び今後の作業
7 .	次回会合の日程及び開催地
8 .	報告書の採択

(注) 本部会の仮議題は現時点でコーデックス事務局から未着のため、前回会合及び総会の報告書に基づき想定される主な仮議題である。

## 第 16 回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) の主な検討議題

日時 : 2011 年 5 月 2 日 (月) ~ 5 月 6 日 (金)

場所 : メキシコ

### 主要議題の検討内容

#### **議題 3a) アボカドの規格の改訂案 (ステップ 7) (新規作業採択 2008 年)**

アボカドについては既にコーデックス規格 (CODEX STAN 197-1995) が策定されているが、市場の拡大に伴い、新たに流通するようになった品種 (Haas) を包括するよう、品質 (成熟要件等)、サイズ (他の品種に比べて小さい Haas のために新たなサイズコードを設定等) に関する規定を改訂するものである。

改訂案については、前回会合の決定により設置された電子作業部会 (議長国: キューバ) において議論した上で、本会合で検討することとしており、我が国のアボカドの輸入等に支障を生じるものとならないよう、適宜対応したい。

#### **議題 3b) ツリートマトの規格案 (ステップ 7) (新規作業採択 2008 年)**

ツリートマト (又はタマリロ) は、我が国における生産量及び輸出入量について統計はないが、流通量はほとんどないと考えられることから、コーデックス規格策定による国内市場への影響はほとんど想定されない。

規格案は、前回会合の決定により設置された電子作業部会 (議長国: コロンビア) において、特にサイズと関連規定について議論した上で、本会合で検討することとしており、適宜、情報収集に努めたい。

#### **議題 4 a) チリペッパーの規格原案 (ステップ 4) (新規作業採択 2008 年)**

規格原案については、前回会合の決定により設置された電子作業部会 (議長国: メキシコ) において、特に等級分け (Section 2.2)、サイズ (Section 3) に関して議論した上で、本会合で検討することとしており、我が国における生産及び輸出入に支障を生じるものとならないよう、適宜対応したい。

#### **議題 4 b) ザクロの規格原案 (ステップ 4) (新規作業採択 2010 年)**

規格原案については、前回会合の決定により設置された電子作業部会 (議長国: イラン) において議論した上で、本会合で検討することとしており、我が国における生産及び輸入に支障を生じるものとならないよう、適宜対応したい。

## 議題 5 生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案

第 11 回会合（2003 年）において、生鮮果実・野菜部会で策定されていた 24（当時）の規格に統一性が無い等の指摘があり、標準様式を策定することが合意されたものである。

前回会合においては、

- 等級ごとに定めた許容できる欠陥の幅を規定する場合に、「僅か」といった定性的な修飾ではなく数値を用いるなど、品質やサイズの規定の仕方
  - 原産国の規定など「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」（CODEX STAN 1-1985）の規定との整合性
  - 当該標準様式は生鮮果実・野菜の規格を策定する際のガイダンスであり、規格化する産品の特性を考慮して融通をもって適用すべきことの明記
- 等について議論され、本標準様式案については、更なるコメントを求めた上で、次回会合で議論されることとなった。

当該様式の策定に当たっては、コーデックス個別規格の一般様式との整合性を図るとともに、更に UN/ECE（国連欧州経済委員会）規格との目的の違いに留意しつつ、公正な取引の推進に資するものとなるよう対応したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画  
第 39 回食品表示部会

日時 : 2011 年 5 月 9 日 (月) ~ 5 月 13 日 (金)

場所 : ケベック (カナダ)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	コーデックス規格案における表示事項の検討
4.	FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について
(a)	任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改定案 (ナトリウム (食塩) に関する電子作業部会の取りまとめ結果) (ステップ 7)
(b)	栄養・健康強調表示に関するガイドラインにおける栄養成分強調表示と比較強調表示に関する追加条件の討議文書
(c)	WHO 世界戦略で示された原材料を示す標準化されたシンボルマークに関する考慮
(d)	義務的栄養表示
5.	有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン
(a)	エチレンの他の果実製品への使用の追加 (ステップ 7)
(b)	ガイドラインの附属書 2 (有機食品の生産に使用可能な資材) への資材の追加
(c)	有機養殖漁業
6.	遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品由来原材料の表示
(a)	包装食品の表示に関する一般規格の修正案 (ステップ 7)

(b)	遺伝子組換え / 遺伝子操作技術由来食品に関する食品、食品原料の表示に関する提言案 について（ステップ4）
7.	栄養参照量の定義案の提案とサーキュラーレターへの回答
8.	包装食品の表示に関する一般規格の修正に関する討議文書（正味量表示に関する国際法 定計量機関よりの推奨）
9.	規格化された食品の一般名称の変更
10.	偽装有機食品の疑いがあるときの権限当局による情報交換に関する討議文書
11.	その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地
12.	報告書の採択

## 第 39 回食品表示部会（CCFL）の主な検討議題

日時：2011 年 5 月 9 日（月）～5 月 13 日（金）

場所：ケベックシティ（カナダ）

### 主要議題の検討内容

#### 議題 4. FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について

以下の(a)～(d)について検討が行われる予定である。我が国としては、WHO 世界戦略の重要性は認めるものの、食生活は各国によって異なり、注意すべき栄養素も自ずと異なること等に留意しつつ、WHO 世界戦略の実施に適した表示規定が策定されるよう対応する予定である。

- (a) 任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改定案（ステップ 7）
- (b) 栄養・健康強調表示に関するガイドラインにおける栄養成分強調表示と比較強調表示に関する追加条件の討議文書
- (c) WHO 世界戦略で示された原材料を示す標準化されたシンボルマークに関する考慮
- (d) 義務的栄養表示

#### 議題 5 有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン

##### (a) エチレンの他の果実製品への使用の追加(ステップ 7)

エチレンの使用目的として、熱帯果実の追熟、ミバエ被害防止のためのかんきつ類の成熟、パイナップルの開花誘発及び玉ねぎ及びばれいしょを貯蔵する際の発芽抑制を追加することについて検討される予定である。

我が国としては、その必要性に関する根拠が必要としており、同様の立場で対応する予定である。

##### (b) ガイドラインの附属書 2（有機食品の生産に使用可能な資材）への資材の追加

附属書 2 へのエチレン以外の資材の追加について検討が行われる予定である。

我が国としては、情報収集に努め、適切に対応する予定である。

#### 議題 6 遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品由来原材料の表示

##### (a) 包装食品の表示に関する一般規格の修正案（ステップ 7）

前回部会では、日本より、バイオテクノロジー、遺伝子組換え生物の定義に関する修正案を文書で提出し、検討が行われ、今回部会では、各国の意見を踏まえ、日本の修正案が検討される予定である。

我が国としては、日本の修正案が合意されるよう、適切に対応する予定である。

## **(b) 遺伝子組換え / 遺伝子操作技術由来食品に関する食品、食品原料の表示に関する提言案について (ステップ4)**

前回部会では、提言案の冒頭文案が示され、ステップ3として各国のコメントを求め、ガーナを議長国とし、EU がサポートする物理的作業部会が昨年 11 月にブリュッセルで開催され、検討された。

物理的作業部会でとりまとめられたポイントをもとに、今回部会で文案が検討される予定である。

我が国としては、勧告案に関して、コンセンサス形成を目指して努力すべきとの観点で対応したいが、コンセンサスが得られない場合は、各国のアプローチの多様性を認め、それらが尊重されることが重要であるとの立場で対応する予定である。

## **議題7 栄養参照量の定義案の提案とサーキュラーレターへの回答**

栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) より、食品表示部会が栄養参照量の用語に関する定義を定めるよう勧告されたことを受け、本作業が開始された。

我が国としては、情報収集に努め、適切に対応する予定である。

## **議題10 偽装有機食品の疑いがあるときの権限当局による情報交換に関する討議文書**

前回部会において、「輸入食品の拒絶に係る関係国間の情報交換に関するガイドライン (CAC/GL 25)」を作成した食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) に見解を求めることとされた。

我が国としては、情報収集に努め、適切に対応する予定である。